全員協議会資料１
令和８年11月25日
担当　環境生活部ごみ減量課
　　都市整備部住宅政策課

明倫商店街火災における火災廃棄物の処理について

１．現状・経緯

（１）国・県との協議及び要望

■災害救助法及び環境省「災害等廃棄物処理事業費補助金」の適用について

・「災害廃棄物処理」として、国の財政支援をいただきながら、市において公費による処理ができないか、国・県と協議を進めてきました。

・協議の結果、人口規模に応じた住家滅失世帯数が適用基準（100世帯）に達していないことや、自然現象に起因するものではないことなどから、いずれの制度も適用されませんでした。

■国土交通省「空き家対策総合支援事業」について

・国・県に対し、他の財政支援制度の活用の可能性について協議・要望を継続してきた中で、「空き家対策総合支援事業」の採択に向けて国土交通省と前向きに検討中です。

・当該事業は、住家部分が対象となるものであり、ガレキとなったものも補助の対象となります。

・市から事業実施主体に対し、対象経費の５分の４を補助し、５分の２について国の補助を受けることができるもので、また、県に対しても支援を求めています。
なお、対象経費の５分の１は所有者の自己負担となります。

≪補助事業の概要（負担割合）≫　補助対象部分

国（2/5）	市（2/5）	所有者（1/5）

（２）被災者からの要望等

■被災者主体による火災廃棄物処理の推進について

・市による火災廃棄物処理ができない状況を踏まえ、被災者間での意見交換を実施しています。

・被災者からは、「自分たちでできることは実施する」との意向が示される一方、早期の復旧に向け、市に対して支援等の要望が寄せられています。

２．今後の対応

・被災者が主体となり、一体的に実施する火災廃棄物の処理に対し、国の「空き家対策総合支援事業」の補助対象外となる店舗、倉庫、アーケードなどの非住家部分についても、同事業に準じた市独自の補助金制度を新たに創設して、火災廃棄物の処理の早期解決を考えております。

・新たな補助金制度については、国の補助制度に準じた所有者負担を求めるとともに、被災者支援を目的として寄せられた寄附金を活用することを想定しております。

≪市独自の補助事業の概要（負担割合）≫　補助対象外部分

市（4/5）	所有者（1/5）

３．今後のスケジュール

12月定例会　補正予算案提出予定